

訴 状

平成30年7月26日

仙台地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人

(主任) 弁護士 鈴木 裕 美

同 小野寺 友 宏

同 山 田 いずみ

同 佐 藤 由 麻

同 高 橋 大 輔

同 男 澤 拓

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり
不当条項使用等差止請求事件

訴訟物の価格 160万0000円

貼用印紙額 1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、消火器のリース契約を締結するに際し、下記の契約条項を内容とする意思表示を行ってはならない。

記

契約解約時に、消費者が、被告に対し、残余期間の分の料金を一括して支払う条項

- 2 被告は、特定商取引に関する法律26条に規定する以外の者との間で、消火器のリース契約を締結するに際し、契約が解除されたときに同法10条1項3号及び4号に定められた額を超える金銭の支払いをする旨を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 3 被告は、消費者との間で、消火器のリース契約を締結するに際し、下記の契約条項を内容とする意思表示を行ってはならない。

記

- (1) 消費者の解約を理由のいかんを問わず一律に制限する条項
 - (2) 消費者が契約終了前の一定時期までに更新を選択しない旨を通知しない限り、契約を自動更新する条項
 - (3) 被告の権利の実行等に要する費用や被告が依頼する弁護士費用の一切を消費者に負担させる条項
- 4 被告は、請求の趣旨第1項及び前項各号記載の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
 - 5 被告は、特定商取引に関する法律26条に規定する以外の者に対し、消火器のリース契約の締結について勧誘するに際し、下記の勧誘行為をしてはならない。
 - (1) 「株式会社日本消火器管理センターないし日本消火器管理センターから商号変更した」、同社から「業務を引き継いだ」など、被告と訴外株式会社日本消火器管理センターとが同一ないし関連する法人だと誤認、混同させる内容を告げること

- (2) 被告の提供する消火器が業務用消火器であるのに、その事実及び業務用消火器の特徴や住宅用消火器との違いを告げないこと
 - (3) 被告の契約が全国一有利な料金、価格であると告げること
 - (4) 消火器のすべてに点検が必要であると告げること
 - (5) 全国で市民が家庭に消火器を設置する条例があると告げること
- 6 被告は、前項記載の行為を容認ないし推奨する内容を記載した文書、図画、電子的記録（電子的方法、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方法で作られた記録をいう。）（以下「文書等」という。）を破棄せよ。
- 7 被告は、別紙対象となる表示記載の表示を行ってはならない。
- 8 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、平成29年4月25日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条第3項の規定に基づいて認定された適格消費者団体である（甲1）。
- 2 被告は、リース火災報知器・リース消火器・リース電話機・リース防犯機器のフランチャイズチェーンシステムによるリースショップの経営を業としており、また、顧客ら方に赴き、消火器のリース契約に関する訪問販売等（特定商取引法2条1項1号）を行う事業者（消費者契約法2条2項）である（甲2の1）。

第2 本件訴訟に至る経緯

- 1 被告に関する相談が多数に及んだこと
被告による不当かつ違法な勧誘について、宮城県内では平成27年頃から、消費生活相談が数多く寄せられた。仙台市消費生活相談センターが受け付けた相談件数は、平成28年度148件、平成29年度214件と多数にのぼる（甲4の1，甲4の2，甲7）。また、宮城県消費生活相談センターにも、平成2

7年4月1日から平成30年6月22日までの間に、93件と、多数の相談が寄せられている（甲9，甲11）。

2 過去の裁判及び裁判上の和解

(1) 被告と同一名称の法人の存在

被告は、本店所在地を東京都大田区蒲田においているが、被告の代表取締役森山典英は、かつて、防災センターという名称と代表者は同じで本店を東京都中央区日本橋に置く別法人、訴外株式会社防災センター（以下「訴外防災センター」という。）において被告同様の消火器リース契約の訪問販売を行っていた。

(2) 訴外防災センターに対する判決と裁判上の和解

ア 訴外防災センターは、本件同様のリース契約に関する紛争を発生させ、裁判となっている（甲16の1～2）。当該裁判では、訴外防災センターが行っている勧誘行為の悪質性等から、「不公正な取引行為」と認定されている（甲16の1・8頁）。

イ さらに、御庁仙台地裁平成17年（ワ）第1374号の裁判上の和解において、訴外防災センターは、以下のことを確約している（甲17）。

- ① 勧誘時に、リース契約締結目的であることを明示すること
- ② 勧誘時に、当該顧客が従前から取引していた業者であると誤認させるような説明を行わないこと
- ③ 顧客の年齢、判断能力及び財産状況に照らし、不相当と認められる勧誘方法をしないこと
- ④ 契約内容、特にリース契約の仕組み、リース代金の支払い条件、保守契約の同時締結及び支払い条件について明確に説明すること
- ⑤ 契約書面にクーリング・オフについての事項を適正に記載し、かつ、読み上げ等の方法により告知を徹底すること
- ⑥ 顧客からのクーリング・オフの申し出に対して、誠実にクーリング・オフの処理をすると共に、速やかに原状回復をすること
- ⑦ 今後、宮城県消費生活センター、仙台市消費生活センター、宮城県市町

村消費者相談窓口が行う契約内容・契約書面・勧誘方法の是正についての指導又は要請に誠実かつ速やかに応じること

(3) 被告の設立と被告に対する判決

以上のような訴外防災センターに対する裁判や和解の後である平成20年、訴外防災センターの代表取締役であった森山は、前記の同名の別法人である被告を立ち上げ、訴外防災センター同様の手法による消火器リースの訪問販売勧誘を継続した。

そして、近年、被告は、東京において多数被害を発生させ、東京に「ナマズ消火器被害対策弁護士」が結成された。甲16の3の判決は、被告が消費者に対し提起したリース料請求訴訟に対し、同弁護士が応訴した事件の判決である。判決は、被告の悪質な勧誘形態や、クーリング・オフに応じない対応等から、被告の「組織的な契約勧誘行為、契約締結及びその後の一連の行為」が「社会的相当性を逸脱する違法なものと判断している(甲16の3・8頁)。

3 小括

被告と訴外防災センターのいずれの法人も、消火器のリース契約を目的とする訪問販売を業として行っており、かつ、代表取締役も同一である。実態としては同一法人と評価されるべきである。

被告は、訴外防災センターから被告へと法人格を変えながら、長期間にわたって同種営業を続けてきたものであり、上記のとおり、現在、宮城県内で多数被害を発生させている。

原告は、このような被告による被害を防止すべく、被害の原因となっている不当な契約条項・勧誘行為等の差止めを求めるため、本件提訴に至った。

第3 被告の不当条項

1 損害賠償額の予定または違約金に関する条項（請求の趣旨1、2、4について）

(1) 問題となる条項

被告は、顧客らとの間で、消火器のリース契約を締結するに際し、パッケ

ージリース契約条項（甲5の2）を用いて契約を締結している（以下、同契約条項を「本件契約条項」といい、これに基づく契約を「本件リース契約」という）。本件契約条項には、下記の条項が存在する（なお、甲5の2のとおり、契約条項には①と②があるものの、条項の内容は同一であることから、単に本件契約条項とする。）。

記

契約解除にともなう損害賠償の予定又は違約金を定める条項で、契約解除時に契約者が残余期間の分の料金を一括して支払う旨の条項

（甲5の2，別紙契約条項目録第11条2項、第12条3項後段）

(2) 上記条項の違法性と原告の差止請求権

ア 消費者契約法10条違反

被告の本件契約条項11条2項において、「止むを得ず解約を申し出る場合リース料金残余相当額を直ちに清算します」とされている。

また、12条3項後段においても、「甲は期限の利益を失って契約解除された場合、リース料金残余相当額全額を甲の債務と認め直ちに一括して支払います」との定めがある（なお、本件契約条項において、甲が消費者、乙が被告を示す。以下同じ。）。

上記条項のうち、リース料金残余相当額を直ちに乙に支払う旨（（損害賠償の予定又は違約金を定める部分）については、消費者契約法10条に違反するものとして無効である。

すなわち、本件リース契約は、10年もの長期間に及ぶものである（甲5の1・16頁等）。そして、被告のリース代金は、10年間分のリース及び保守点検費用も盛り込まれた料金となっている。

このような契約内容・リース料金設定となっているにもかかわらず、中途解約、解除の事由や時期等を問わずに、一律に10年間の全リース料を支払わねばならないとする内容は、消費者を極めて長期にわたり契約に拘束し、また契約から離脱（中途解約、解除）する場合に、後述のとおり、消費者に

消契法9条1項に違反する違約金を負担させるものである。

また、中途解約ができない旨の契約条項となっていることについて、契約勧誘、締結に際して、消費者に対し明示的に説明されておらず、消費者はこれらの条件を認識しないまま契約し、不意打ち的に負担を負わせられることになる。

さらに、同契約条項11条3項によれば、契約終了時には物件を被告に返還することとなっているが、物件返還による清算については定められていない。

リース契約の清算義務については、最判昭和57年10月19日（民集36巻10号2130頁）が、いわゆるファイナンスリース契約において、リース業者がリース期間中に物件の返還を受けた場合には、同返還によって取得した利益（リース物件が返還時において有した価値と本来のリース期間満了時において有すべき残存価値の差額）を清算する必要がある旨判示している。このような判例の考え方からしても、本件契約条項では、被告がリース残料金とリース物件の価値を二重に取得することとなるため、当該条項は、消費者に一方的に不利益な条項となる。

これらの事情を総合的に考慮すると、当該条項は、民法その他一般的な法理に比べ消費者の権利を制限し、義務を加重するものであって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条に照らしても無効である。

よって、原告は被告に対し、消費者契約法12条3項本文に基づき、同法10条に規定する条項（上記損害賠償の予定又は違約金を定める部分）を含む意思表示の停止及び同条項が記載された契約書ひな型用紙を破棄することを請求することができる。

イ 特定商取引に関する法律10条違反

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）10条1項は、訪問販売の販売事業者に対し、契約が解除された場合において損害賠償の予約又は違約金の定めがあるときにおいても、「当該役務提供契約の解除が当

該役務の提供の開始後である場合」には「提供された当該役務の対価に相当する額」（3号）を超える額、「当該契約の解除が・・・当該役務の提供の開始前である場合」には「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」（4号）を超える額の金銭の支払いを請求できない、と規定する。

上記条項においては、被告は、解除の事由や時期等に関わらず、10年間の全リース料の支払いを定めている。当該条項は、被告の役務の期間に相当する額以上の損害賠償額を予定しているといえ、特定商取引法10条1項3号、4号に違反する。

よって、原告は被告に対し、特定商取引法58条の18第2項2号に基づき、同法10条に違反する特約部分の意思表示の停止及び同条項が記載された契約書ひな型用紙の廃棄を請求することができる。

ウ 請求の趣旨第1項（上記ア）及び第2項（上記イ）の関係性

請求の趣旨第1項は、当該条項の損害賠償の予定又は違約金の定めに関する部分が消費者契約法10条に該当するとして同12条3項本文のうち、当該部分の差し止めを、請求の趣旨第2項は、同条項部分が特定商取引法10条違反の特約に当たるとして同58条第2項2号による差し止めを求めるものであるが、念のため、両者の関係性を述べる。

請求の趣旨第1項は、消費者契約法に基づくものであり、差止を求める契約の当事者の範囲は「消費者」であるが、請求の趣旨第2項は、特定商取引法に基づくものであり、契約当事者の範囲は消費者に限らず特定商取引法の適用除外者以外の者（同法26条に規定する以外の者）である。

原告が差し止めを求める範囲について、請求の趣旨第1項は、消費者契約法10条によって当該条項の損害賠償の予定又は違約金を定める部分が全部無効であることを理由としているため、本件契約条項11条2項及び12条3項のうち、損害賠償の予定又は違約金を内容とする意思表示全体の停止を求めるものであるが、請求の趣旨第2項においては、同条項のうち、特定商取引法10条で請求を禁止される範囲である、同条所定の金額を超える内容の意思表示の停止を求めるものとなっている。

請求の趣旨第1項と第2項は根拠条文による保護の対象となっている客体及び差し止めを求める条項の範囲が重なり合わないことから、重複する部分もあるものの別々の請求の趣旨としたものである。

2 その他の条項（請求の趣旨3、4について）

(1) 問題となる条項

また、被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、消火器のリース契約を締結するに際しても、本件契約条項を用いて意思表示をなしている。当該本件契約条項には、以下の条項が存する（甲5の2）。

- ① 契約期間中の中途解約を一律に制限する条項があり、被告の債務不履行により生じた消費者の解除権を制限すると解釈しうる条項（別紙契約条項目録11条1項）
- ② 消費者が書留郵便をもって契約終了3か月前までに更新を選択しない旨を通知しない限り、契約が自動更新される旨の条項（別紙契約条項目録11条4項）
- ③ 消費者が、被告の弁護士費用を全て負担する旨の条項（別紙契約条項目録13条5項）

(2) 前項記載の各条項の違法性と原告の差止請求権

ア 本件契約条項11条1項について

被告の本件契約条項の11条1項において、「甲は本契約書の中途に於いて解約はできないものとします」とされている。

事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させるものと解釈しうる条項及び有償契約の場合に契約の目的物に隠れた瑕疵があることにより生じた消費者の解除権を放棄させるように解釈しうる条項といえ、消費者契約法8条の2に違反する。

イ 本件契約条項11条4項について

本件契約条項11条4項においては、「甲は自動更新を採択しないとき期間終了3か月前迄に書留郵便を用い乙に通知します（左の意思表示がないとき自動更新されます）」とされている。

本件リース契約は、10年もの長期間に及ぶものであり、かつ現在の契約条項によれば、消費者による解除権も制限されていることは上述したが、中途解約、解除の場合であっても10年分の全リース料を支払わねばならない内容となっており、違約金、損害賠償金は多額となる。このような契約が消費者の不作为によって自動更新となることの不利益は極めて大きく、一方で、自動更新付の本契約を締結することによる何らかの優遇措置等があるわけもなく、また、消費者には被告との間で他の契約形態（自動更新付の10年リース契約以外）を選択する余地もなく、10年の間に目的物の性能や取引価格の相場が変動し得るにも関わらず更新によりさらに10年間もの長期にわたり現行取引に拘束されることになるのであり、自動更新による消費者の利益はほとんどない。

しかも、このような自動更新条項があることや、中途解約ができない旨の契約条項となっていることは、契約勧誘、締結に際して、消費者に対し明示的に説明されておらず、消費者はこれらの条件を認識しないまま契約し、不意打ち的な負担となる。

これらの事情を総合的に考慮すると、本件契約条項11条4項は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条に該当し、無効である。

ウ 本件契約条項13条5項について

本件契約条項13条5項は、「（消費者が、）乙が本契約書に生ずる権利の実行又は保全に要した費用及び甲乙間の紛争に関し、乙を代理する弁護士費用の一切を負担」するものと規定している。

しかし、「権利の実行又は保全に要した費用」の内容は明らかでなく、これら費用を甲乙のいずれが負担すべきかはその内容、原因等による。また、一般に弁護士費用は、当該弁護士を依頼した者が負担し、あるいは弁護士への委任を要することとなった原因、責任がある者が負担するものであるところ、紛争の内容、その責任の有無、裁判等の結果の如何によらずこれらを一律に消費者が負担する旨の条項は、一般的な法理による場合に比べて消費者

の義務を加重し、信義則に反し消費者の利益を一方向的に害する。

したがって、本件契約条項13条5項は消費者契約法10条に該当し、無効である。

オ 差止請求権の存在

よって、原告は被告に対し、消費者契約法12条3項本文に基づき、同法10条に規定する上記条項を含む意思表示の停止及び同条項が記載された契約書ひな型用紙を破棄することを請求することができる。

第4 被告の不当勧誘（請求の趣旨5、6について）

1 被告は、不特定かつ多数の者に対し、消火器リース契約の勧誘の際、チラシを用いて、以下のような勧誘を行っている。

- ① 「株式会社日本消火器管理センターないし日本消火器管理センターから商号変更した」、同社から「業務を引き継いだ」など、被告と訴外株式会社日本消火器管理センターとが同一ないし関連する法人だと誤認、混同させる内容を告げる行為（甲5の1・1頁）
- ② 被告の提供する消火器が業務用消火器であるのに、その事実及び業務用消火器の特徴や住宅用消火器との違いを告げない行為
- ③ 被告の契約が全国一有利な料金、価格であると告げる行為（甲5の1・5頁）
- ④ 消火器のすべてに点検が必要であると告げている行為（甲5の1・8頁等）
- ⑤ 全国で市民が家庭に消火器を設置する条例があることを告げる行為（甲5の1・7頁）

2 被告の不当勧誘行為の違法性について

(1) 被告が商号変更した等の説明を用いた勧誘する行為

被告は、勧誘の際に、「旧商号株式会社日本消火器管理センターから商号変更した」「日本消火器管理センターから業務を引き継いだ」旨説明している（甲5の1・1頁）。しかし、宮城県内では、被告とは別法人である「株式会社日本消火器管理センター」（平成3年設立）が実在し（甲12）、消

火器の訪問販売等をしているところ、被告の行為は、実在の他業者と同じ名前を名乗り、当該他業者から過去に消火器を購入した顧客に対し、当該他業者と誤認させて、消火器の回収、交換が必要であるかのように勧誘するものである。

契約の相手方が誰かは、当該契約に関する事項で判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項であり（特商法58条の18第1項1号ハ、同法6条1項7号）、被告の行為は当該重要事項についての不実の告知に該当する。

また、株式会社日本消火器管理センターと被告とが同一法人であるか否か、同社から業務を引き継いだのか否かは、当該契約の締結を必要とする事情に関する事項であり、被告の勧誘はこの点についての不実の告知（特商法58条の18第1項1号ハ、同法6条1項6号）にも該当する。

なお、当該行為に関して、被告は、上述したとおり、宮城県及び東北経済産業局から、6ヶ月の業務停止命令の行政処分を受けている（甲18）。

(2) 被告が提供する消火器が業務用消火器であるのに、その事実及び業務用消火器の特徴や住宅用消火器との違いを告げないこと

本件リース契約においてリースなされている消火器は、訴外ミヤタ工業株式会社の「消第23～117号」や、訴外ヤマトプロテック株式会社の「消第27-59-1号(YA-10NX)」といった型式であるが（甲4の5・1頁右側）、これらはいずれも業務用消火器に分類される（甲14）。

ここで、消火器は大きく業務用消火器と住宅用消火器に分かれるところ、業務用消火器は、住宅用消火器に比べ一般に消火能力に優れており、また、用途等に応じて様々な種類がある。その分、価格は住宅用消火器よりも高く、また重さもあり、また、適切な保守点検がなされていないと有効に使用できない可能性があり、破裂事故等の危険も存する。

一方、住宅用消火器は、住宅に設置することを目的として作られたものであり、業務用に比べ消火能力は劣るものの、小さく、軽く、体力がない者でも扱いやすい、価格も安価であり、点検を要さないといった特徴がある。消防庁通知によれば、防火対象設備以外の一般家庭で使用する消火器としては、

基本的には住宅用消火器が推奨されている（消防庁予防課長平成13年1月6日付通知「「消火器等推奨基準」の策定について」別添「消火器等推奨基準」第3項（甲13））。

このように、業務用消火器と住宅用消火器とでは、それぞれに特徴、差異があり、消火器の購入やリース等にあたっては、これら特徴等を十分に理解した上で、その使用目的等に応じてニーズに合致した消火器を選ぶ必要がある。また、業務用消火器の前記の特徴からすると、消火器設置義務がなく、高度な消火能力を求めている人にとっては不利益な点もあり、消火器を販売等する際には、業務用、住宅用の双方の特徴、長所・短所、適性について顧客が理解できるよう説明した上で、選択させることが必要かつ重要である。

ところが、被告の勧誘においては、消火器には家庭用と業務用の2種類があること、双方の特徴・長所・短所、家庭では住宅用が一般的には推奨されていること、被告が提供しているのは業務用であることを何ら告げずに、消火器設置義務のない者に対しても、一律に、一般家庭用としては非推奨品であり、家庭での火災に適性があるとされているわけでもなく、価格も高い業務用消火器の契約を勧誘している。

このような被告の勧誘行為は、商品の種類及びその性能若しくは品質について、故意に事実を告げない行為であり、差止請求の対象となる故意の事実不告知（特商法58条の18第1項第2号、同項第1号イ）に該当する。

(3) 全国一有利な料金・価格と勧誘する行為

被告は、上記第3・2(2)のとおり、保守点検の必要性について事実を反する説明をした上で、さらに、保守点検、薬剤入替等の費用も含めパックとなった当該事業者の契約が、「全国一有利な料金です」などと謳い勧誘をしている（甲5の1・5頁等）。

しかし、消火器設置義務がない者にとっては、住宅用消火器を購入すれば定価でも1台1万円前後であり、約5年ごとに買替えたとしても10年で2万円前後しかかからず、また、保守点検費用、報告書作成費用も不要である。

仮に業務用消火器を購入したとしても、消火器設置義務がない者には法律

上の保守点検義務はなく、点検費用、報告書作成費用は不要であり、業務用消火器本体も定価で1万円台の物が多い（例えば、ヤマトプロテック株式会社の製造する消火器「YA-10NX（型式番号消第消27-59-1号）」は、定価1万8000円（税別）【甲15の1】、3000円程度で購入可能となっている【甲15の2】。）。

したがって、10年間のリースで1台につき3万2180円の費用を、「全国一有利」と告げていることは、契約に関する事項で、購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（価格の有利性）についての不実の告知として特商法58条の18第1項1号ハ、同法6条第1項7号に該当する。

(4) 保守点検が必要である旨勧誘する行為

被告は、「消火器は購入代金と点検料金が必要です」、「6ヶ月ごと有効性の点検に合格が必須です」、「病院用・家庭用、どちらも毎年の検査に合格したその6ヶ月間以内ですよ（法律は）」などと説明し（甲5の1・7頁、同10頁）、本来は消火器設置義務者でなければ法律上義務付けられていない保守点検が、あたかも消火器設置義務のない一般家庭などにおいても義務付けられているかのように告げ、その上で、保守点検等もパックになった被告のリース契約が契約内容、代金等の条件において「全国一有利」であるなどとして勧誘している。

当該勧誘行為は、保守点検等もパックになった本件リース契約の締結の必要性に関する不実告知としての特商法58条の18第1項1号ハ、同法6条1項6号に該当する。

(5) 全国で市民が家庭に消火器を設置する条例があると勧誘する行為

被告は、「全国で市民が家庭に消火器を設置する条例がある」などとして消火器の設置を勧誘している（甲5の1・7頁）。

しかし、消火器の設置を奨励する条例がある自治体もあるが、全国の自治体に消火器設置を奨励する条例があるわけではなく、まして義務付けているものではない。少なくとも、宮城県にはそのような条例は存しない。被告は、消火器を設置していないことがあたかも条例違反のように、勧誘を行って

る。

したがって、上記説明を用いた勧誘は、契約締結を必要とする事情に関する事項に関する不実告知、ないしは契約に関する事項であって顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについての不実告知に該当する（特商法58条の18第1項1号ハ、同法6条1項6号及び7号）。

3 原告の差止請求権

よって、原告は被告に対し、特定商取引法58条の18に基づき、上記勧誘行為の停止及び同勧誘を容認・推奨する文書等の破棄を請求することができる。

第5 被告の不当表示（請求の趣旨第7項について）

1 被告は、上記消火器の訪問販売に際し、チラシを配布している（甲4の3，甲5の1）。当該チラシには、以下の記載が存する。

①「1台10年間で29,800円だけです。全国一有利な料金です。」

「消化ナマズ消火器は全国一有利な価格です」（甲5の1・5頁，6頁）

②「今後は①機器点検 ②炭酸ボンベ計量 ③薬剤詰替 ④火災使用

⑤容器再提供 の名目は全て無料ですよ」（甲5の1・2頁）

「『毎年訪問・点検・詰替・容器再提供』等を無料で実施する特典です」（甲5の1・4頁）

「当社は下記×印料金が無料です。」（甲5の1・6頁）

「無料特典 ①薬剤詰替 ②ボンベの計量 ③整備点検 ④火災使用 ⑤消火器容器劣化時再提供。上記①～⑤を対象に特典で有料保守を無料とするサービスです。」（甲5の1・9頁）

③「『消化ナマズ』は消火器の（歴史上冠たる）最高級ブランド品です」（甲5の1・3頁）

2 被告の広告表示の違法性について

(1) 全国一有利な料金・価格である旨の表示

被告は、本件の消火器リース契約の勧誘の際、本件契約にかかるチラシを配布しているが、当該チラシの中には、全国一有利な料金・価格である旨の

表示がある（甲5の1・5頁、6頁）。

当該表示について、全国一有利な料金・価格でないことは、第3・2(3)で前述したとおりである。

したがって、当該表示は、商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をしたもので、景品表示法上の有利誤認表示に該当する（景品表示法30条1項2号）。

(2) 今後の保守点検費用等が無料である旨の表示

被告は、本件の消火器リース契約の勧誘の際、今後の保守点検費用等が無料である旨の表示されているチラシを配布している。

しかし、被告の契約のリース料金には、保守点検料も含まれているのであって、保守点検費用を「前払い」しているだけであり、保守点検料費用が「無料」となるわけではない。

したがって、上記の記載は、実際には保守点検費用分の費用を徴収しているにもかかわらず、チラシに「無料」と記載することで、被告との取引条件を著しく有利であると誤認させる内容であることから、景品表示法30条1項2号に該当する。

(3) 被告の扱う消火器が「高級ブランド品消火器」であるとの記載

被告は、チラシにおいて、被告が扱う消火器を「高級ブランド品消火器」であるなどとして表示している。

しかし、実際には、被告が取り扱っている消火器は、ホームセンター等で販売している通常の業務用消火器であって、上述のとおり、インターネット上でも3000円程度の廉価で購入できる商品である。当該表示は、商品の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示として景品表示法30条1項1号に該当する。

3 原告の差止請求権

よって、原告は、被告に対し、景品表示法30条1項に基づき、上記記載を含む広告の使用停止を請求することができる。

第6 消費者契約法41条書面の送付

原告は、被告に対し、平成30年7月12日特定記録郵便により、消費者契約法41条に定める書面をもって、消費者との間で消火器リース契約を締結するに際し、上述した条項の使用及び勧誘行為をしないこと並びに不当かつ違法な広告の使用の差止めを請求し、同書面は同月14日、被告のもとに到達した。

第7 今後の違法勧誘の継続可能性

被告は、上述のとおり、平成30年3月6日付で宮城県及び東北経済産業局から、上記第4・2(1)記載の勧誘に関して、6ヶ月の業務停止命令を受けている(甲18)。

これに対して、被告は、当該行政処分が出される前の平成30年2月6日、同年2月9日付をもって営業活動を停止し会社を解散する旨、消費者庁、宮城県及び原告に通知し(甲19)、現実には会社の解散登記を行った(甲2の1)。しかし、当該行政処分が出された後、態度を一転させ、平成30年3月9日付で会社継続の登記を行い(甲2の1)、3月23日付文書(甲20の3)や4月3日付文書(甲20の4)で、通常の業務を行っていること及び被告が受けた行政処分を争う旨表明している。

被告は、第2ですでに述べたとおり、別法人ではあるものの、実質的に同一といえる訴外防災センターとして、消費者被害を生じさせない旨の和解に応じているにも関わらず、PIONEER情報に登録されているような被害を多数もたらしている。また、自ら会社を閉鎖するといった態度を示しながら、再度通常の業務を行う旨表明し、被告が受けた行政処分も違法であるとして争う姿勢を示している。

これらの事情から、被告が、上述した不当条項・不当勧誘行為または不当な広告を用いて消費者を勧誘するおそれは現在においても著しい。

第8 よって、原告は、被告に対し、請求の趣旨記載のとおり不当かつ違法な条項の使用及び勧誘行為の停止等を求め、本訴に及ぶ。

証 拠 方 法

付属する証拠説明書の通り

附 属 書 類

1	甲号証写し	各1通
2	履歴事項全部証明書	2通
3	訴訟委任状	1通
4	証拠説明書	1通

当 事 者 目 録

〒 9 8 1 - 0 9 3 3 仙 台 市 青 葉 区 柏 木 一 丁 目 2 - 4 0

原 告 特 定 非 営 利 活 動 法 人 消 費 者 市 民 ネット と う ほ く
上 記 代 表 者 代 表 理 事 吉 岡 和 弘

〒 9 8 0 - 0 8 0 4 仙 台 市 青 葉 区 大 町 二 丁 目 3 - 1 1

仙 台 大 町 レ イ ト ン ビ ル 4 階 新 里 ・ 鈴 木 法 律 事 務 所
原 告 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 鈴 木 裕 美

〒 9 8 0 - 0 8 0 4 仙 台 市 青 葉 区 大 町 一 丁 目 2 - 1 ラ イ オ ン ビ ル 3 階

宇 都 ・ 山 田 法 律 事 務 所
原 告 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 山 田 い ず み

〒 9 8 0 - 0 8 1 1 仙 台 市 青 葉 区 一 番 町 一 丁 目 1 7 - 2 4 高 裁 前 ビ ル 6 階

南 町 通 り 法 律 事 務 所
原 告 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 佐 藤 由 麻

〒 9 8 0 - 0 8 1 1 仙 台 市 青 葉 区 一 番 町 一 丁 目 1 7 - 2 4 高 裁 前 ビ ル 2 階

小 野 寺 友 宏 法 律 事 務 所 (送 達 場 所)
原 告 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 小 野 寺 友 宏
同 高 橋 大 輔
同 男 澤 拓

電 話 0 2 2 - 2 6 6 - 4 6 6 4 FAX 0 2 2 - 2 6 1 - 7 2 7 9

〒 1 4 4 - 0 0 5 2 東 京 都 大 田 区 蒲 田 四 丁 目 1 8 番 2 7 号

被 告 株 式 会 社 防 災 セ ン タ ー
同 代 表 者 代 表 取 締 役 森 山 典 英

別紙

契約条項目録

甲：消費者、乙：被告

第11条 甲は本契約書の中途に於いて解約はできないものとします。

2, 止むを得ず解約を申し出る場合リース料残余相当額を直ちに乙に支払い清算します（所有権が甲に移転しないリース契約です）。

（3 省略）

4, 甲は自動更新を採択しないとき期間終了3ヶ月前迄に書留郵便を用い乙に通知します。（左の意思表示がないとき自動更新されます）

（5、6 省略）

第12条 （1、2 省略）

3, この場合乙が引き上げる又は乙が保有している本物件について乙が「清算義務」を負わないことを認めます。また、甲は期限の利益を失って契約解除された場合、リース料残余相当額全額を甲の債務と認め直ちに一括して支払います。（第4条・第7条・11条関連）

（4～6 省略）

第13条 （1～4 省略）

5, 甲は、乙が本契約書に生ずる権利の実行又は保全に要した費用及び甲乙間の紛争に関し、乙を代理する弁護士費用の一切を負担します。

別紙

対 象 と な る 表 示

(表示媒体)

契約の際に提示するチラシ

(対象となる商品)

(1) 「消火ナマズ」と称する消火器

(2) 保守点検の役務

(表示内容)

(1)

「1台10年間で29,800円だけです。全国一有利な料金です。」や「消化ナマズ消火器は全国一有利な価格です」といった、本件リース契約が全国一有利である旨の表示

(2)

「『消化ナマズ』は消火器の(歴史上冠たる)最高級ブランド品です」といった「消火ナマズ」消火器が、高級ブランド品である旨の表示

(3)

「『毎年訪問・点検・詰替・容器再提供』等を無料で実施する特典です」, 「今後は①機器点検 ②炭酸ボンベ計量 ③薬剤詰替 ④火災使用 ⑤容器再提供の名目は全て無料ですよ」といった、前述①～⑤のサービス内容を無料とする旨の表示